

COPY

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号 第07650008188号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

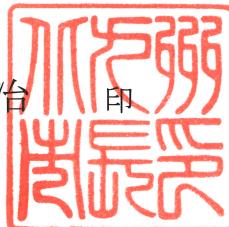
住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字稻干1048番地2

氏 名 株式会社 新岡山工業

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 田口 孝利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 令和 3年 2月 23日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 2月 22日

1 事業の範囲
別紙のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は
保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
な し

3 許可の条件
な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 2月 23日 新規許可
平成 11年 6月 16日 変更許可
平成 13年 2月 23日 更新許可
平成 18年 2月 23日 更新許可
平成 19年 6月 19日 変更許可

平成 22年 1月 27日 変更許可
平成 23年 2月 23日 更新許可
平成 27年 11月 24日 変更許可
平成 28年 2月 23日 更新許可
令和 3年 2月 23日 更新許可

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
汚泥	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、ベンゼン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃油	(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
廃酸	(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
廃アルカリ	(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
ダスト類	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
以上6種類	